

ダイヤモンド原石の輸出承認について

輸出注意事項 14 第 53 号 (14. 12. 27)

最終改正 輸出注意事項 22 第 1 号 (22. 2. 16)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 2 の 1 の項に掲げるダイヤモンドの輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 15 年 1 月 10 日から下記により行います。

記

1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について

ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成 14 年 11 月 5 日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度（以下「キンバリー・プロセス証明制度」）が採択され、平成 15 年 1 月からスタートすることとなりました。

今般、当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸出に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類（以下「キンバリー・プロセス証明書」）が添付されていること、②ダイヤモンド原石の輸出が密封された容器にて行われること、③非参加国への輸出を行わないことが義務とされています。

2 適用地域

全地域

3 該当品目

ダイヤモンド（関税率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 71 類第 7102・10 号、第 7102・21 号及び第 7102・31 号に該当するものに限る。）

4 輸出承認の申請（キンバリー・プロセス証明書の取得）について

(1) 提出書類

(イ) 輸出承認申請書（別表第 1 の 2） 2 通

(ロ) 輸出確認書（別表第 1 の 4） 2 通

(ハ) 当該ダイヤモンド原石の輸入に係る書類 1 通

① 平成 15 年 1 月 9 日以前に輸入したもの

輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む）の写し又はこれに準ずる書類

② 平成 15 年 1 月 10 日以降に輸入したもの

キンバリー・プロセス証明書の写し（キンバリー・プロセス証明書に代わって、船積地域に係る国の政府が発行する”Government Letter of Comfort”により輸入されたものについては、当該レターの写し。）

(ニ) 輸入時の輸入契約書の写し又はこれに準ずる書類 1 通

(ホ) 輸出契約書の写し又はこれに準ずる書類 1 通

- (へ) ダイヤモンド原石の写真及び当該原石を梱包し密封したことが明らかに分かる写真各1枚(原石の写真については、当該原石のサイズが分かるものであること。)
- (ト) 郵送にて返信を希望する場合は返信用封筒(簡易書留分の切手を貼付のこと。)
- (チ) その他必要と認められる書類

*なお、申請理由書については特段の理由がない限り上記(ロ)をもって代えることができる。

(2) 提出先

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易審査課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-1511 (内線: 3251~3255)

(3) 申請受付時間

月曜日から金曜日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。)

午前10時から午前11時45分、午後1時30分から午後3時30分まで

(4) 輸出の承認基準

輸出の承認は、当該申請が上記(1)に従って行われたものであること及びキンバリー・プロセス証明制度参加国への輸出であることを確認した場合に行う。

5 輸出時の注意事項

審査終了後、当省より輸出承認証及び輸出確認書(キンバリー・プロセス証明書)とあわせて、輸出する貨物に添付するためのシールを交付します。当該承認に係る貨物を輸出する場合には、貨物の密封口シールを貼付した上で、シールの防水・破損防止措置(透明テープを添付する等)を行ってください。これがなされない場合、仕向国において輸入通関が認められないことがありますので、ご注意願います。

なお、輸出通関時の検査の際に開封検査がなされることがありますが、その場合には税関から新しいシールを入手の上、再度添付等の措置を行ってください。

6 キンバリー・プロセス証明制度参加国について

当該制度の参加国等については、経済産業公報及び通商弘報に掲載する「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について(平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号)」をご確認ください。